



10月23日(土)・24日(日)の2日間、山手線渋谷駅改良工事に伴い、大規模な列車の運休、臨時列車の運転等が計画的に行われています。

しかし、一部の職場において、所定の通勤経路では出勤できない社員が発生するにも関わらず、事前の他経路通勤の指示や懲憑、その際の通勤手当の精算方法等についての周知・説明が行われていないことが明らかになりました。

### 輸送障害等で所定通勤経路以外を利用して

#### 出勤せざるを得ないときは、管理者からの指示が必要!

会社は、これまで「通勤時における輸送障害等による出勤遅延(＝通勤障害)」は、所定通勤経路内である場合のみを認めており、その際は管理者より他経路通勤を指示しています。また、その際に、管理者が他社局線を利用することを指示しなければ、通勤手当の支給が認められていません。

### 各社局との運送契約を締結していない職務乗車証は、

#### 振替輸送時に振替乗車を利用できない!

輸送混乱等で他社局線を利用する際、職務乗車証は、振替乗車の対象外とされています。これは、各社局との間で運送契約を締結していない乗車証のためであり、乗車券の購入またはIC乗車券(SFチャージ)の利用が必要となります。

### 渋谷駅改良工事による通勤障害は、計画的であることから

#### 事前に社員の通勤方法や通勤経路の確認・指示、

#### および通勤手当の支給・精算について説明すべきだ!

渋谷駅改良工事は、JR東日本として計画的に行なっています。このことから、所定通勤経路外での出勤をせざるを得ない社員へ、事前に通勤方法や通勤経路の確認・指示、通勤手当の支給と精算についての周知・説明があるべきです。

## 職場における問題点等は、

## 迷わず輸送サービス労組へ相談を!

渋谷駅改良工事により “所定通勤経路” が利用できない!  
職務乗車証による振替乗車は対象外にも関わらず、  
他経路通勤の指示や通勤手当の精算方法等が周知漏れ!